

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

2024年11月6日

エッジテクノロジー株式会社

2024年11月6日

株式売渡請求に関する事前開示事項
(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

東京都千代田区神田美倉町7番1
Daiwa 神田美倉町ビル 4F
エッジテクノロジー株式会社
代表取締役社長 住本 幸士

当社は、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）である株式会社千葉銀行（以下「千葉銀行」といいます。）から、2024年11月5日付で、会社法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員（ただし、千葉銀行及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を以下「本売渡株式」といいます。）の全部を千葉銀行に売り渡すことの請求（以下「本売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受け、同日、会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第33条の7に掲げる事項は下記のとおりです。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名称：株式会社千葉銀行
住所：千葉県千葉市中央区千葉港1番2号

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

（1）特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

（2）本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当に関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）

千葉銀行は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき841円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

（3）新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

(4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2024年12月10日

(5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

千葉銀行は、本売渡対価の全てを、自己資金によって支払うことを予定しております。千葉銀行は、千葉銀行が2024年9月9日から同年10月23日までを買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として実施した当社株式及び本新株予約権（下記3(1)(注1)において定義します。）に対する公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として、同年9月5日現在の千葉銀行の当座預金残高に係る同月6日付当座預金残高証明願を提出しております、また、同月5日以降、千葉銀行において、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

(6) その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（千葉銀行が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価の支払を実施するものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項、本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本売渡請求は、千葉銀行が2024年9月9日から同年10月23日までを公開買付期間として、当社株式及び本新株予約権（注1）（当社株式及び本新株予約権を総称して以下「当社株券等」といいます。）を対象として実施した公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、当社が2024年9月6日付でお知らせいたしました「株式会社千葉銀行による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本公開買付けを含む、当社株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し、当社を千葉銀行の完全子会社とする目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格に設定されています。なお、本新株予約権はその全てが2024年11月5日までに行使され又は消滅し、残存していないため、本売渡請求に併せて、本新株予約権の所有者に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すことの請求はされておりません。

(注1) 「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。以下同じです。

- ① 2020年4月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年4月29日から2030年4月28日まで）
- ② 2020年4月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年4月30日から2030年4月29日まで）
- ③ 2021年4月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年4月27日から2031年4月26日まで）

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引について、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断いたしました。

当社は、更なる成長を実現するためには優良な顧客基盤を有する企業との資本業務提携が必要であるという認識のもと、必ずしも、当時当社の代表取締役社長であって、当社の支配株主であり、また、主要株主かつ筆頭株主でもあった住本幸士氏（以下「住本氏」といいます。）が保有する当社株式の売却を前提とせず、かつ、当社株式の上場を維持し続けることを前提に当社と異なる業界に属する企業と資本業務提携する選択肢を検討し、2022年11月下旬頃から千葉銀行を含む資本業務提携先の候補に業務提携の打診を開始していたものの、当初は有望な資本業務提携の候補を見つけることができなかつたところ、大規模自然言語モデルに代表されるAIの技術革新のスピードが速まる中で、当社の企業価値を最大化させるためには、優良な顧客基盤を有する企業との提携が急務であり、かかる提携に伴い必要であれば住本氏が保有する当社株式を売却するという住本氏の判断に基づき、2023年8月下旬に住本氏から住本氏が保有する当社株式の一部又は全部の売却意向の連絡を受けたため、住本氏が保有する当社株式の売却先と協業することの検討を開始しました。当社は、当社の成長を促進し得る補完的な強みを持つと考えられる候補者を6社（事業会社（金融業を行う者を含みます。以下同じです。）6社）選定し、金融機関を通じて、住本氏が保有する当社株式の譲渡、また、これに伴う当社の更なる成長を実現させるためのパートナー選定（以下「本選定プロセス」といいます。）に係る1次選定プロセスに関する初期的な打診を開始し（打診先による当社株式の譲受割合については打診先が任意に希望を示す形としております。）、その結果、2023年12月中旬から2024年1月中旬にかけて千葉銀行を含む2社の候補者から意向表明書を受領しました。これらの意向表明書においては、千葉銀行による本取引の可能性を含め、住本氏が保有する当社株式の全部の取得の可能性が示されていたことを踏まえ、当社は2024年2月上旬、最終候補者を決定するための2次選定プロセスの開始に先立ち、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格その他の本取引における諸条件の公正性を含む本選定プロセスの公正性を担保すべく、本取引を含む本選定プロセスに関して、2024年2月上旬に、当社、住本氏及び千葉銀行を含む本選定プロセスにおける意向表明書を提出した候補者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を選任し、同年2月下旬に、当社、住本氏及び千葉銀行を含む本選定プロセスにおける意向表明書を提出した候補者から独立したリーガル・アドバイザーとしてCrossOver法律事務所を選任しました。

また、本選定プロセスにおいては、本選定プロセスの結果、当時当社の代表取締役社長であって、当社の支配株主であり、また、主要株主かつ筆頭株主であった住本氏による当社株式の売却が想定されており、当社又は当社の一般株主との間に利益相反の可能性があることを踏まえ、本取引の是非や取引条件の妥当性についての検討及び判断が行われる過程全般を含む本選定プロセスの公正性を担保する観点から、当社は、千葉銀行を含む本選定プロセスにおける意向表明書を提出した候補者及び住本氏から独立した立場で本取引に係る検討・交渉等を含む本選定プロセスにおける検討・交渉等を

行うための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本選定プロセスにおける候補者による提案及び当該提案に対する対応の検討並びに本取引における手続の公正性・妥当性等を諮問しました。また、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、住本氏及び千葉銀行から独立した立場で、本取引を含む本選定プロセスに係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引を含む本選定プロセスに係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務（当社の株式価値の評価の基礎となる当社が作成した事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成等高い独立性が求められる職務を含みます。）を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性の観点から問題がないことについて本特別委員会の確認を得ております。

当社及び本特別委員会は、受領した意向表明書を踏まえ、本取引後の当社の経営方針や事業戦略の方向性、当社とのシナジー効果、提示された当社株式1株当たりの譲受価格について慎重に検討及び協議の上、2次選定プロセスへの参加を打診する候補者を決定し、意向表明書を提出した千葉銀行を含む2社に当社に対するデュー・ディリジェンスの機会の提供を含む2次選定プロセスへの参加を打診しました。その後、当社経営陣へのインタビューを含む当社に対するデュー・ディリジェンスの機会の提供を経て、2024年6月21日、当社は、千葉銀行から2次意向表明書を受領しました。そして、当社及び本特別委員会は、千葉銀行から受領した2次意向表明書の内容及び本特別委員会として実施した千葉銀行へのインタビューの結果等を踏まえ、慎重に検討した結果、シナジ一面等に鑑み、千葉銀行の提案は当社の企業価値向上に資する提案であると考え、千葉銀行を最終候補者としてより詳細な協議を行う旨とともに、より高い公開買付価格の再提示を要望することを決定し、2024年7月3日に、その旨を千葉銀行に通知しました。

その後、当社は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、本公開買付価格を含む本取引に関する取引条件について、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を通じて、千葉銀行との間で継続的に協議・交渉を行うとともに、必要に応じ本特別委員会が千葉銀行との間で直接交渉を行いました。

具体的には、当社は、2024年6月21日に、千葉銀行より、当社を完全子会社化することを前提に、当社株式1株当たりの買付け等の価格を707円（以下「当初提案価格」といいます。）とする提案を受領したものの、当初提案価格は、当社の第三者算定機関であるみずほ証券による当社株式の株式価値の試算結果、本公開買付けの類似事例（以下において定義します。以下同じです。）におけるプレミアム割合の水準、当社の過去の株価推移等を踏まえ、少数株主の利益保護の観点から応募推奨することのできる水準を大きく下回っているとの本特別委員会の見解及び当社のアドバイザーの助言を踏まえ、当社の少数株主の利益に配慮する必要があると考え、当社及び本特別委員会は、2024年7月3日に、千葉銀行に対し、当初提案価格の引上げを要請しました。その後、当社及び本特別委員会は、2024年7月9日に、千葉銀行より、当社のかかる要請について理解を深めるため、本特別委員会において当初提案価格が応募推奨することのできる水準を大きく下回っているという見解に至った理由、考え方の詳細について協議したい旨の要請を受けました。これを受けて、2024年7月23日に、本特別委員会は、千葉銀行と協議を行い、千葉銀行に対して、当初提案価格は当社の第三者算定機関であるみずほ証券が試算する当社株式の株式価値の試算結果を踏まえて十分とはいえないこと、当初提案価格のプレミアム水準は本公開買付けの類似事例におけるプレミアム割合の水準と比較して低いということ、及び当社の過去の株価推移等を踏まえると少数株主の利益保護の観点から当初提案価格は不十分であると考えていることを説明しました。その後、当社は、2024年8月5日に、千葉銀行より、本公開買付価格を841円とする提案を受領しました。これに対し、本特別委員会は、少数株主の利益への更なる配慮の観点から、2024年8月7日に、千葉銀行に対し、本公開

買付価格の再度の引上げを要請しました。その後、当社は、2024年8月9日に、千葉銀行より、改めて本公開買付価格を841円とする提案を受領しました。かかる提案について本特別委員会において慎重に検討した結果、本特別委員会は、本公開買付価格である841円は、当社の第三者算定機関であるみずほ証券による当該時点における当社株式の株式価値の試算結果、本公開買付けの類似事例におけるプレミアム割合の水準、当社の比較的近時の株価推移等を踏まえ、応募推奨をすることができる水準であると判断し、2024年8月14日に、千葉銀行に対し、841円という本公開買付価格について、当該時点における当社の株価水準を前提として、当社取締役会が当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することは妥当であると考える旨を回答しました。なお、本公開買付価格である841円は、本選定プロセスにおいて他の候補者から提示された当社株式1株当たりの譲受価格との比較において最も高額です。また、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年9月5日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値529円に対して58.98%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値548円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して53.47%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値568円に対して48.06%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値593円に対して41.82%のプレミアムが加算されたものです。経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に公表し、2024年9月5日までに成立した公開買付けの事例のうち、公開買付け前の公開買付者（公開買付者の株主及びそのグループ会社を含みます。）の議決権割合が5%以下で非公開化を目的とした事例（MBO事例、公表前営業日の株価に対する公開買付価格のプレミアムがマイナスの事例、REIT関連事例、対象者により賛同を得られていない事例、対象者がTOKYO PRO Marketに上場している事例を除きます。以下「本公開買付けの類似事例」といいます。）59件におけるプレミアム割合の中央値（公表日前営業日の終値に対して34.5%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して35.3%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して42.4%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して49.8%）及び平均値（公表日前営業日の終値に対して47.3%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して49.8%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値に対して54.5%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して58.3%）との比較において、本公開買付価格に付されたプレミアムは、公表日前営業日までの直近3ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値、同日までの直近6ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値及び平均値を下回る水準にあるものの、比較的最近に形成された当社株式の市場株価が当社の企業価値をより反映していると考えられ、公表日前営業日までの直近3ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値においてはその差が6.4%程度にとどまり、かつ、公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値及び平均値、同日までの直近1ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値及び平均値、同日までの直近3ヶ月の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値を上回っていることから、比較的最近の期間の市場株価との関係において十分なプレミアムが確保されており、本公開買付けの類似事例と比べても同等程度の合理的なプレミアム水準といえます。

その後、千葉銀行及び住本氏は、2024年8月15日、本公開買付価格を841円とする方針を確認し、2024年9月6日、本公開買付価格を841円とすることを含めた公開買付応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）について最終的に合意に至ったとのことです。他方、当社は、2024年9月5日付でみずほ証券より当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（みずほ証券）といいます。」）を取得し、本特別委員会から2024年9月6日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けております。なお、一方で、本新株予約権については、当社の役職員又は社外協力者に対してストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使時においてこれら的新株予約権者が当社若しくは当子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員の地位を有していること又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社若しくは当子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係があることが権利行使の条件とされており、千葉銀行が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないことから、千葉銀行は、本公開買付けに

おける本新株予約権の買付け等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を1個当たり1円としており、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様が、本新株予約権を行使することによって交付される当社株式ではなく、本新株予約権を本公開買付けに応募されることは想定していないとのことであるため、当社は、本新株予約権に係る第三者算定機関からの算定書等を取得しておりません。本株式価値算定書（みずほ証券）の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。また、本答申書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

その上で、当社取締役会は、CrossOver 法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書（みずほ証券）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引における諸条件は妥当なものであるか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の観点から、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると考えております。

a. 強固な顧客基盤とアライアンスを通じた AI 案件の獲得

当社は、設立時よりフリーランス向けの案件紹介サイト「BIGDATA NAVI」等の運営を通じて、独自の AI 人材データベースを構築してきました。独自の AI 人材データベースが構築できた理由は、当社が顧客の抱える課題を AI 案件化（課題を解決するためにどのような AI が必要かを理解し、その AI を開発するために必要なチーム体制や人的要件等について言語化すること）する技術を有しているからであり、良質な AI 案件を保有することが他社との差別化に繋がり、フリーランスの集客に寄与しました。そのため、当社の更なる事業成長には、これまで以上に AI 案件を獲得する仕組み作りが必要です。千葉銀行は、千葉県において預金及び貸出金とともに、ナンバーワンのシェア（2023 年 3 月期実績：預金シェア 28.5%、貸出金シェア 40.5%）を誇る県内随一の金融機関とのことです。また、その活動は千葉県内に留まらず、最近では隣接する首都圏エリアでの営業強化にも取り組んでいるとのことです。加えて、千葉銀行は TSUBASA アライアンス、千葉・武蔵野アライアンス、千葉・横浜パートナーシップ等のアライアンスを通じて、他の地方銀行との営業連携を行っているとのことです。千葉銀行が保有する顧客基盤と地銀のネットワークを活用することで、潜在的な顧客との接点が増え、当社が保有する AI 案件数が増加することが期待されます。そして、AI 案件数が増加することにより、当社が保有する AI 人材の稼働人員数が増加し、当社の売上増加に貢献するものと考えております。

b. 銀行が保有するビッグデータを活用した AI ソリューションの創出

当社が専門とする AI 開発では、ビッグデータと呼ばれる大量のデータを AI に学習させることで AI の精度を向上させることが一般的です。千葉銀行は銀行業を営んでいることから、決済や与信等に関するビッグデータを豊富に保有しているとのことです。また、他行に先駆けて 2017 年より DX 戦略に取り組んでおり、現在は「ちばぎん DX 『3.0』」と称し、最高の顧客体験を創造するため、一人ひとりのお客さまに最適なご提案をお届けする「パーソナライズ戦略」と、地域の法人のお客さまと個人のお客さまを繋ぎ経済循環を活性化させる「地域エコシステム戦略」の二つを戦略の柱として金融・非金融のサービスを提供しており、これらの

取組みにより新たなデータの収集が進んでいるとのことです。当社がグループ会社として千葉銀行のDX戦略を支援することで、千葉銀行におけるAI活用がより一層進展することが期待されます。また、その取り組みによって蓄積されたノウハウは、千葉銀行が有する顧客基盤やアライアンス等のネットワークを通じて、同様の課題を抱える企業向けのAIソリューションとしてサービス展開することが期待されます。

c. グループ一体となった人事戦略による組織力の強化

千葉銀行は人材育成方針として「共に走り続ける人に。」を掲げ、人的資本経営に取り組んでおり、千葉銀行グループ（千葉銀行、千葉銀行の子会社14社、及び持分法非適用関連会社8社により構成される企業グループをいいます。以下同じです。）の2023年4月から2026年3月を計画期間とする第15次中期経営計画「エンゲージメントバンクグループ～フェーズ1～」では「人が育つちばぎんグループの構築」と「エンゲージメントの高い人材と組織の創出」を人材戦略の柱としているとのことです。これらの人材戦略では、従業員の育成プログラムやエンゲージメントサーベイの実施、千葉銀行グループ企業間での人材交流、多様な採用活動等を通じて、千葉銀行グループ一体となって行員・社員一人当たりの生産性向上に取り組んでいるとのことです。当社においても、人的資本を重視した経営は喫緊の課題であると考えており、千葉銀行において約4,000人規模の組織で運用されている人材育成システムを当社に導入することにより、今後の事業成長に伴い直面するであろう人事領域の経営課題に先んじて対処できるものと考えており、ひいては当社の組織力の強化に貢献するものと考えております。

d. なお、本取引を実施した場合のデメリットとして、短期的には従業員のモチベーションの低下や離職率の上昇等といったデメリットが生じることがあり得るもの、事業拡大が加速することに伴う処遇向上の可能性により、かかるデメリットが長期化することは回避可能と考えております。また、当社株式の非公開化を行った場合、一般論として、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として享受してきた社会的な信用力の獲得及び知名度の維持に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、当社においては現在の財務状況を踏まえ市場からの資金調達を必ずしも必要としていないことや、引き続き上場会社のグループ企業となるものでありグループとしては市場からの資金調達が可能といえることから、資金調達の面で大きなデメリットはないと考えております。なお、2024年7月31日現在の当社の財務状況は、現金及び預金662百万円、有利子負債16百万円、総資産991百万円及び純資産676百万円です。また、顧客及び取引先の信用度についても、当社は引き続き上場会社のグループ企業となるものであること、これまでの事業運営により積み重ねてきた信頼や獲得してきた知名度に関しては、上場廃止により直ちに失われるものではないことから、非公開化後も、事業の成長に伴い維持・向上が期待されると考えております。また、ディスシナジーとして、支配株主の変更に伴い、一般論としては新たな支配株主と競合関係にあることなどにより新規取引先として開拓できる対象が制限されることや既存取引先と取引停止となる可能性が考えられるものの、当社の取引先や事業内容に鑑み金融機関である千葉銀行が当社の支配株主となることについてかかるディスシナジーが顕在化する可能性は低く、当社の事業に不利益を与える可能性も低いと考えております。

以上より、当社取締役会は、2024年9月6日、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断いたしました。

また、本公開買付価格については、(i)本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」に記載されているみずほ証券による当社株

式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、また、類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、さらに、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果の範囲内であること、かつ、中央値（DCF法による算定の基礎となる割引率及び永久成長率について、その感応度分析において用いた数値の中央値を使用して算出された当社株式の1株当たりの株式価値）を上回ること、(ii)本公開買付価格である841円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年9月5日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値の529円に対して58.98%、過去1ヶ月間（2024年8月6日から2024年9月5日まで）の終値単純平均値548円に対して53.47%、過去3ヶ月間（2024年6月6日から2024年9月5日まで）の終値単純平均値568円に対して48.06%、過去6ヶ月間（2024年3月6日から2024年9月5日まで）の終値単純平均値593円に対して41.82%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること、(iii)本公開買付価格が、本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じられた上で、当社と千葉銀行の間で真摯に交渉を重ねた上で決定された価格であること、具体的には、みずほ証券による当社株式の株式価値に係る算定結果の内容やCrossOver法律事務所による本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、かつ、本特別委員会による交渉方針や交渉局面における意見、指示、要請等に基づいて当社及び本特別委員会と千葉銀行との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提案価格（1株当たり707円）よりも134円（18.95%）（小数点以下第三位を四捨五入）引き上げられた価格で提案された価格であること、(iv)当社における独立した本特別委員会から取得した本答申書において、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の条件の妥当性は確保されていると判断されていること、(v)本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、当社取締役会は、2024年9月6日、本取引について、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

なお、当社株式は、2022年2月に東京証券取引所マザーズ市場に上場したものであり（2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しによりグロース市場に移行）、当社は、上場から2年7ヶ月程度で上場廃止を伴う本取引に賛同するという判断をしております。この点、当社は、上記のとおり、本取引により、強固な顧客基盤とアライアンスを通じたAI案件の獲得、銀行が保有するビッグデータを活用したAIソリューションの創出、グループ一体となった人事戦略による組織力の強化等につき、当社の企業価値向上に資する施策が実行できると考えているところ、千葉銀行は、本取引により、シナジー効果を最大化し、戦略的意義を実現するためには、当社の少数株主との利益相反のおそれを排して、一貫した経営方針の下で当社が事業運営を行うとともに、当社において必要な施策を適時に実行するための迅速な意思決定を可能とし、また、千葉銀行との連携をより密に図ることができ、双方の人材交流を含めて、機動的かつ柔軟な施策が可能になる観点から、当社を千葉銀行の完全子会社とすることが不可欠であると考えていることであり、これらは当社株式を非公開化した上で当社が千葉銀行グループの一員となって実行することにより可能となるものであることから、当社株式の上場後の期間にかかわらず、今般の千葉銀行からの本取引に係る提案を受けることこそが当社の企業価値向上に資すると判断し、本取引の実施に賛同するという判断に至りました。なお、当社は、高度なAI人材獲得という経営課題を克服するための資金調達能力の拡大による自己資本の充実及び社会的信用度・知名度の向上並びに当社を成長させ続ける上で外部からのチェックを受けることを上場の目的としておりましたが、本取引後も引き続き上場会社のグループ企業となるもの

であり、資金調達能力の面で大きなデメリットはないと考えていること、社会的信用度・知名度についても事業の成長に伴い維持・向上が期待されると考えていること、上場会社のグループ企業として引き続き当社の成長につき外部からのチェックを受けることから、本取引はこれらの目的に反するものではなく、当社の企業価値向上に資すると考えております。また、このように本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、上記のとおり本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であることから、当社株式の上場後の期間にかかるわらず、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会であるとの判断に至りました。

以上より、当社は、2024年9月6日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。また、本新株予約権については、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることいたしました。

当該取締役会の意思決定過程の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2024年10月24日、千葉銀行より、本公開買付けの結果について、当社株式10,300,198株の応募があり、本公開買付けに応募された当社株券等の総数が買付予定数の下限(7,190,600株)以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2024年10月30日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、千葉銀行の所有する当社株式の議決権所有割合(注2)は95.50%となり、千葉銀行は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注2)「議決権所有割合」とは、①当社が2024年9月6日に公表した2025年4月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2024年7月31日現在の当社の発行済株式総数(10,744,660株)に、②2024年7月31日現在残存する第1回新株予約権2,925個(目的となる株式数:29,250株)、第3回新株予約権700個(目的となる株式数:7,000株)及び第4回新株予約権504個(目的となる株式数:5,040株)の合計4,129個の目的となる株式数(合計41,290株)を加え、③当社決算短信に記載された2024年7月31日現在の当社が所有する自己株式数(37株)を控除した株式数(10,785,913株)(以下「当社潜在株式勘定後株式総数」といいます。)に係る議決権の数である107,859個に対する議決権の数の割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

このような経緯を経て、当社は、千葉銀行より、2024年11月5日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、2024年11月5日、会社法第370条による決議(取締役会の決議に代わる書面決議)によって、(a)本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであるところ、上記のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b)本売渡

対価は、本公開買付価格と同一であるところ、本公開買付価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であり、本売渡株主の皆様の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c)千葉銀行は、本売渡対価の全てを、同社の自己資金によって支払うことを予定しているところ、千葉銀行が2024年9月9日に提出した公開買付届出書の添付書類である2024年9月5日現在の千葉銀行の当座預金残高に係る同月6日付当座預金残高証明願を確認した結果、本売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められること、及び、千葉銀行によれば、2024年9月5日以降、千葉銀行において、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は生じておらず、今後発生する可能性も認識していないことであること等から、千葉銀行による本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d)本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e)本公開買付けの開始日以降2024年11月5日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f)本公開買付けの開始に当たり設置された本特別委員会が、本売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主にとって不利益なものでない旨の本答申書を提出していること等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、千葉銀行からの通知のとおり、本売渡請求を承認することを決議いたしました。

(2) 本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当時当社の支配株主であり代表取締役であった住本氏（所有株式数：7,027,500株、所有割合（注）：65.15%）は千葉銀行と本応募契約を締結していることから、住本氏と住本氏以外の当社の株主の皆様との利益が一致しない可能性があること、本公開買付けは当社を千葉銀行の完全子会社とする目的とする本取引の一環として実施されることを考慮し、千葉銀行及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、それぞれ以下の措置を講じております。

（注）「所有割合」とは、当社潜在株式勘定後株式総数に占める割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

また、千葉銀行は、本公開買付けにおいて、住本氏との間で住本氏が所有する当社株式（7,027,500株、所有割合65.15%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しているため、少数株主、すなわち千葉銀行と重要な利害関係を共通にしない株主が所有する株式の過半数の応募を下限とする、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）（以下「M o M」といいます。）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいてM o Mの買付予定数の下限は設定していないことがあります。もっとも、千葉銀行としては、千葉銀行及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するため並びに利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じていることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、本取引の実行の是非や取引条件の妥当性についての検討及び判断が行われる過程全般を含む本選定プロセスの公正性を担保する観点から、2024年2月1日開催の取締役会において、特別委員会の委員の候補となる当社の社外取締役及び社外監査役について、千葉銀行を含む本選定プロセスにおける意向表明書を提出した候補者、住本氏及び当社との間で利害関係を有しておらず、また本取引の成否に関して一般株主とは異なる重要な利害関係を有していないことに加え、委員としての適格性を有することを確認した上で、高畠和明氏（当社独立社外取締役）、串田隆徳氏（当社独立社外監査役、公認会計士、税理士）、及び清水幸明氏（当社独立社外監査役、弁護士）の3名から構成される本特別委員会を設置いたしました（なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）。また、本特別委員会は、本特別委員会の委員長として、高畠和明氏を選定しております。なお、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、月額固定の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

当社取締役会は、本特別委員会設置の決定に際しては、本選定プロセスのうち1次選定プロセスにおいて千葉銀行を含む2社の候補者から意向表明書を受領した段階にあったことから、本特別委員会に対し、まず本選定プロセスにおける候補者による提案及び当該提案に対する対応の検討を諮問しました。さらに、当社は、上記の取締役会において、当社取締役会における上記候補者による提案に関する意思決定については、本特別委員会の判断を最大限尊重することを決議しております。

本特別委員会は、2024年2月8日に、独立性及び専門性の観点から、みずほ証券を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして指名し、当社がみずほ証券をファイナンシャル・アドバイザーとして選任することについて承認するとともに、みずほ証券は高い専門性を有しております、独立性にも問題がないと判断されることから、本特別委員会としてもみずほ証券に専門的助言を求めることとし、当面は本特別委員会として独自のファイナンシャル・アドバイザーを起用しないことを確認しております。また、本特別委員会は、2024年2月26日に、当社のリーガル・アドバイザーとしてCrossOver法律事務所を選定したとの報告を当社から受け、審議の結果、CrossOver法律事務所の独立性及び専門性の観点から、その選任について承認するとともに、CrossOver法律事務所は高い専門性を有しております、独立性にも問題がないと判断されることから、当面は本特別委員会として独自のリーガル・アドバイザーを起用することはせず、本特別委員会としてもCrossOver法律事務所に専門的助言を求めることがありますことを確認しております。

そして、その後、本選定プロセスの2次選定プロセスが進行し、当社及び本特別委員会による本選定プロセスにおける検討等の経過を踏まえ、当社取締役会は、2024年5月13日開催の取締役会において、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的は合理的か（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む）、(ii) 本取引の条件（公開買付価格を含む）の妥当性が確保されているか、(iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がされているか、(iv) 取締役会が本公開買付けに賛同すべきか否か、また、当社の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨すべきか否か（当社の新株予約権も公開買付けの対象となる場合には新株予約権の公開買付けに関する意見を含む）、(v) 本取引（本公開買付けに関する当社の意見表明を含む）は当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申を当社に提出することを委嘱しました。さらに、当社は、上記の取締役会において、当社取締役会における本取引に関する意思決定については、本取引への賛否及び応募推奨に関する見解を含め、本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件について妥当でないと判断した場合は、当社取締役会は、本公開買付けに賛同せず、応募推奨をしないことを決定するとともに、本特別委員会に対し、(i) 交渉権限（本特別委員会が自ら直接交渉を行うこと及び当社の担当者又はアドバイザーが行う交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、意見を述べ、指示や要請を行うことを含む）、(ii) 当社が選任したアドバイザーの承認権、(iii) 本特別委員会独自のアドバイザー（財務、法務その他のアドバイザー）及び補助者の選任権並びに当社のアドバイザーに専門的助言を求める権限（なお、これらに係る費用は当社が負担するこ

ととしております。)、並びに(iv)情報取得権(業務執行側や買収者に必要な情報の提供を求める権限)を付与する旨を決定しております。これを受け、本特別委員会は、2024年5月21日に、改めて、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及びリーガル・アドバイザーであるCrossOver法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、それぞれ当社のアドバイザーとして承認するとともに、当面は本特別委員会として独自のアドバイザーの選任はせず、本特別委員会としても当社が選任したファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及びリーガル・アドバイザーであるCrossOver法律事務所に専門的助言を求ることとすることを確認しております。

本特別委員会は、2024年2月7日より2024年9月6日までの間に合計18回、合計約17.5時間に亘って開催されたほか、必要に応じて委員間で隨時協議を行うなどして、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、(i)千葉銀行に対する、本取引の目的・背景、本取引の条件及び本取引後の当社の経営方針等に関する事項のヒアリング、(ii)当社に対する、本選定プロセスの進捗及び内容、みずほ証券による当社株式の株式価値算定の前提とした事業計画の内容及び策定方法、並びに千葉銀行の提案内容及び本取引後の当社の経営方針等に関する事項のヒアリング、並びに(iii)みずほ証券に対する、当社株式の株式価値算定に関する事項のヒアリング等を行ったほか、本特別委員会の委員において、千葉銀行との本公開買付価格に関する協議を行っております。また、本特別委員会は、本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について、当社のリーガル・アドバイザーであるCrossOver法律事務所の法的助言を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2024年9月6日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

(I) 答申内容

- (i) 本取引は当社の企業価値向上に資するものとして、本取引の目的は合理的である。
- (ii) 本取引の条件(公開買付価格を含む)の妥当性が確保されている。
- (iii) 本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がされている。
- (iv) 当社の取締役会が本公開買付けに賛同し、また、当社の株主に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することは妥当である。
- (v) 本取引(当社の取締役会が本公開買付けについて上記(iv)の内容の意見表明をすることを含む)は当社の少数株主にとって不利益なものでない。

(II) 答申の理由及び検討

(i) 本取引の目的の合理性

- ・ 千葉銀行が説明する本取引の目的、本取引によるシナジー及び本取引後の経営方針は、大要、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③本公開買付け後の経営方針」に記載のとおりであり、当社が認識する本取引の目的及び本取引のシナジーは、大要、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりである。これらの点に関し、本特別委員会は、当社から今後の事業計画及び本取引が当社の企業価値向上の観点からどのようなシナジーを期待することができる

かについて聴取した。また、2024年5月21日付で千葉銀行に対して質問状を提出し、2024年6月21日付で、千葉銀行から2次意向表明書とともに千葉銀行の回答が記載された当該質問状を受領し、2024年6月28日において、本特別委員会から千葉銀行に対してインタビューを実施し、千葉銀行による当社の評価及び本取引の位置づけ並びに今後の展望等を聴取した。

- 当社及び千葉銀行の双方が概ね一致して述べるところによれば、本公開買付け及びその後の完全子会社化を通じて、主に下表の3点において当社の企業価値向上の観点からシナジーを期待することができるとのことであり、本特別委員会としても、当社の現時点における経営課題の早期解決を図り、当社の成長を加速させる観点から本取引の目的は合理的なものとして是認することができると結論づけた。千葉銀行側の視点から見ても、千葉銀行が優先的な取り組みとして掲げるDXの強化（顧客ソリューションの強化、千葉銀行業務の効率化・高度化、職員のAI・DX対応力の向上、ブランド力の向上等）という方針と当社のAIアルゴリズム事業の獲得は整合的であり、千葉銀行側の今後の経営方針において、本取引に伴うシナジーを早期に実現させるための取り組みをしたいと述べていることも、本取引の合理性を裏付けるものと考える。また、千葉銀行は、本取引により、シナジー効果を最大化し、戦略的意義を実現するためには、当社の少数株主との利益相反のおそれを排して、一貫した経営方針の下で当社が事業運営を行うとともに、当社において必要な施策を適時に実行するための迅速な意思決定を可能とし、また、千葉銀行との連携をより密に図ることができ、双方の人材交流を含めて、機動的かつ柔軟な施策が可能になる観点から、当社を千葉銀行の完全子会社とすることが不可欠であると考えていることであり、かかる考え方にも合理性が認められると考える。

	当社	千葉銀行
(1)	強固な顧客基盤とアライアンスを通じたAI案件の獲得	顧客営業力（量） 千葉銀行及びアライアンス先等の顧客基盤へアプローチ可能
(2)	銀行が保有するビッグデータを活用したAIソリューションの創出	銀行保有データ（質） 膨大なデータの収集・活用が可能となりAIソリューションのサービス品質向上、新サービス開発につながる
(3)	グループ一体となった人事戦略による組織力の強化	ブランド力の向上 大手地銀との資本関係構築による知名度・社会的信用力の向上、それに伴うフリーランス人材の獲得、自社採用力の強化

- 本取引によって当社に生じることが懸念されるデメリットとして、上場会社でなくなることに伴って資本市場を通じた資金調達手段が制限され、上場会社としての社会的信用を失うことが一応は考えられるものの、千葉銀行は日本有数の地方銀行であるため間接金融を通じた資金調達が容易になり、千葉銀行はプライム市場の上場会社であるため、そのグループ企業としての社会的信用が得られる。また、ディスシナジーとして、支配株主の変更に伴い、一般論としては新たな支配株主と競合関係にあることなどにより新規取引先として開拓できる対象が制限されることや既存取引先と取引停止となる可能性が一応考えられるものの、当社は、当社の取引先や事業内容に鑑み金融機関である千葉銀行が当社の支配株主となることについてかかるディスシナジーが顕在化する可能性は低く、当社の事業に不利益を与える可能性も低いと考えていることであり、かかる分析は合理的と考える。そのため、上記の想定されるデメリット、ディスシナジーは本取引により想定されるメリット、シナジーを上回るものとはいはず、本取引の目的の合理性を失わせるものではないと考える。また、本取引は上場から3年未満で当社を非公開化することが想定されるものであるが、当社は、当社の企業価値向上に資する上記施策は当社株式を非公開化した上で当社が千葉銀行グループの一員となって実行することにより可能となるものであることから、当社株式の上場後の期間にかかわらず、今般の千葉銀行からの本取引に係る提案を受けることこそが当社の企業価値向上に資すると考え

ていることである。そして、当社は本取引後も引き続き上場会社のグループ企業となるものであり、資金調達能力の面で大きなデメリットはないと考えていること、社会的信用度・知名度についても事業の成長に伴い維持・向上が期待されると考えていること、上場会社のグループ企業として引き続き当社の成長につき外部からのチェックを受けることから、本取引は、高度なAI人材獲得という経営課題を克服するための資金調達能力の拡大による自己資本の充実及び社会的信用度・知名度の向上並びに当社を成長させ続ける上で外部からのチェックを受けることという、当社が上場の目的としていたところにも反するものではなく、当社の企業価値向上に資すると考えていることであり、これらの判断にも整合性、合理性が認められると考える。

- 以上を踏まえると、当社の事業と千葉銀行の事業は相互補完的であり、千葉銀行が当社と一体となってシナジーの実現に取り組むという判断には合理性が認められ、本取引は当社の企業価値向上に資するものとして、本取引の目的は合理的であると認められるものと考える。

(ii) 本取引の条件の妥当性

- 本取引の条件である本公開買付価格の交渉には、本特別委員会が直接に関与した。千葉銀行の当初提案価格は707円であり、当初提案価格の検討時期の市場価格に30%弱のプレミアムを加えた価格であることが確認されたものの、本特別委員会としては、当社の既存株主の利益を保護する観点から、価格の上乗せを求めるることとし、2024年7月3日付で当社と本特別委員会の連名で、千葉銀行に対して書面でその旨を伝えるとともに、ファイナンシャル・アドバイザー経由でその背景にある根拠を提示した。また、本特別委員会と千葉銀行の間で直接に面談を行う形式で価格について協議する機会を設け、当該協議を踏まえ、2024年8月5日付で千葉銀行から大幅に増額した本公開買付価格である841円の提示があり、本特別委員会からは同月7日付で更なる引上げを打診したものの、同月9日、千葉銀行より、同月5日付で提示した価格は熟慮を重ねた上で提示したものであって更なる引上げは困難であるとして、同月5日付で提示した価格と同額の本公開買付価格である841円の提示を再度受けた。本特別委員会は、同月13日に、本公開買付価格である841円が当社側ファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券の当該時点における当社株式価値の試算結果における市場株価法及び類似会社比較法の上限値を上回り、かつDCF法におけるレンジの中央値(DCF法による算定の基礎となる割引率及び永久成長率について、その感応度分析において用いた数値の中央値を使用して算出された当社株式の1株当たりの株式価値)を上回っていること、本公開買付けの類似事例と比較して遜色ないプレミアムの水準であることを勘案の上、仮に今後当該時点における株価水準を大きく上回った場合は再度の協議を求めるという留保を付した上で、千葉銀行から提示された価格をもって応募推奨とする方針を確認した。その後、当社株式の市場価格のモニタリングを継続したが、2024年9月6日開催の本特別委員会において本答申を決議するまでの間、再度の協議を求めることが要するような株価水準の変動は生じなかった。
- 本公開買付価格である841円については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本答申書提出時点においても、本株式価値算定書(みずほ証券)に記載されているみずほ証券による当社株式に係る株式価値算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、また、類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、さらに、DCF法に基づく算定結果の範囲内であること、かつ、中央値(DCF法による算定の基礎となる割引率及び永久成長率について、その感応度分析において用いた数値の中央値を使用して算出された当社株式の1株当たりの株式価値)を上回ること、本公開買付けの実施についての公示日の前営業日である2024年9月5日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値の529円に対して58.98%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値548円に対して53.47%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値568円に対して48.06%、同日までの過

去6ヶ月間の終値単純平均値 593 円に対して 41.82% のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、本公開買付けの類似事例と比べても同等程度の合理的な水準のプレミアムが付されていること、下記「(iii) 本取引の手続の公正性」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保するための措置を講じられた上で、当社及び本特別委員会と千葉銀行との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提案価格（1 株当たり 707 円）よりも 134 円（約 18.95%）引き上げられた価格で提案された価格であること等を踏まえ、妥当性が確保されていると考える。

- ・ 当社が取得した本株式価値算定書（みずほ証券）においては、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法が算定手法として用いられているが、これらは一般的な算定手法であり、また、これらの算定手法を採用した理由についても、不合理な点は見当たらない。また、DCF法による算定に用いられた本事業計画は、必要に応じて、みずほ証券のサポートを得つつ、住本氏及び千葉銀行から独立した者による主導のもと作成されており、その作成過程においても、本特別委員会に対して作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明が行われるとともに、最終的な本事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を受けている。これらの算定手法及びその結果の前提となる財務予測や前提条件等についても、不合理な点は認められず、第三者算定機関であるみずほ証券により算定された本株式価値算定書（みずほ証券）における当社株式の1株当たりの株式価値の算定結果に不合理な点は見受けられない。
- ・ 本公開買付け後に予定されている、当社の株主を千葉銀行のみとし、当社を完全子会社化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）において、当社の少数株主に対して交付される金銭の額（以下「本交付金額」といいます。）は、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される予定となっている。具体的には、当社の少数株主が本スクイーズアウト手続開始前に保有する当社株式の数に本公開買付価格を乗じた金額が、本交付金額になるものと考えられる。上記のとおり、本公開買付価格について妥当性が確保されていると認められる以上、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定される本交付金額についても、同様に考えることができる。
- ・ 他方で、本新株予約権買付価格については1円とされており、千葉銀行はその行使条件を充足する可能性がないことから千葉銀行にとって無価値であることは疑いの余地はないものの、本新株予約権者にとっては1円以上の価値があることもまた明らかであるため、本新株予約権者がその判断において本新株予約権を行使して当社株式を取得した上で本公開買付けに応募することを含めて、本新株予約権者の判断に委ねるのが妥当と考える。
- ・ 本取引において、本スクイーズアウト手続は、本公開買付けの決済完了後速やかに行われる予定であり、また、本スクイーズアウト手続において本公開買付けに応募しなかった当社の少数株主に対して交付される対価は、本公開買付価格と同額の金銭とされる予定であり、その旨が千葉銀行において開示される予定であると認識しており、本公開買付けにおいて当社の少数株主に対して強圧性が生じないよう配慮がされていると認められる。
- ・ 本公開買付けにおける公開買付期間は、法令に定められた最短期間（20 営業日）よりも長期の30 営業日に設定されるとともに、千葉銀行と当社は、当社が千葉銀行以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っていないことから、対抗的な買付け等の機会等が確保されているといえる。それとともに、本取引に関して、当社は、本選定プロセスを実施しており、本取引は、千葉銀行以外の者による当社株式に対する買付け等その他の取引機会を調査・検討した上で実施されるに至ったものといえることから、本取引に関しては、いわゆる間接的なマーケットチェックにとどまらないマーケットチェックがされているものといえることも、本取引の条件の妥当性の確保に資する要素と認められる。

- 千葉銀行は、本公開買付けにおいて、いわゆるM o Mの買付予定数の下限を設定しない予定とのことであるが、千葉銀行及び当社が下記「(iii) 本取引の手続の公正性」のように、本公開買付けの公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、また、上記のとおり本公開買付価格その他の本取引の条件については妥当性が確保されていると認められることから、本公開買付けにおいてM o Mの買付予定数の下限を設定しないことは不合理とはいえないと考える。
- 以上より、本取引の条件（公開買付価格を含む）の妥当性は確保されていると認められるものと考える。

(iii) 本取引の手続の公正性

- 本公開買付けにおいて公正性を担保するためにとられた又はとられる措置については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおりであるが、これらの措置について、補足的に、以下のとおりの事実も認められる。
- (特別委員会の設置に関して) 当社は本取引に係るデュー・ディリジェンスの開始前という初期の段階から本特別委員会を設置し、千葉銀行との価格交渉を含む本取引の主要部分を本特別委員会に委嘱することにより、当社少数株主の保護を図っている。
- (株式価値算定書の取得に関して) 当社は、第三者算定機関であるみずほ証券に対して当社株式の株式価値算定を依頼し、本特別委員会による価格交渉に際しては、その時点における暫定的な数値ではあるものの各種の算定方法において妥当と目される価格のレンジの提供を受けるとともに、2024年9月5日付で本株式価値算定書（みずほ証券）を取得して、本取引の妥当性の検証に用いている。
- (ファイナンシャル・アドバイザーの選任に関して) 当社は、本取引の検討を進めるにあたり、ファイナンシャル・アドバイザーを選任して本取引の検討を進めるべきか否かについて本特別委員会の見解を求めた。本特別委員会は、この種の取引において当社側のファイナンシャル・アドバイザーを選任することなく価格交渉に臨むのは得策でなく、特にスクイーズアウト手続を通じて当社株式を手放すことになる当社株主に対して説明責任を果たすためにはその選任が必須であることについて一致し、ファイナンシャル・アドバイザーの専門性、独立性及び業務内容並びに報酬の支払時期及び発生条件について慎重に聴取・協議した上で、当社取締役会に対し、みずほ証券を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任することを推奨した。当社は上記の推奨を尊重してみずほ証券をファイナンシャル・アドバイザーとして選任し、みずほ証券は、本特別委員会による千葉銀行側との価格交渉に際してその知見を提供し、本特別委員会による条件の妥当性の検証のために不可欠である本株式価値算定書（みずほ証券）を作成するとともに、当社側の交渉窓口として、当社及び当社株主の利益を最大化するための助言を行ったことを確認した。
- (リーガル・アドバイザーの選任に関して) 当社は、リーガル・アドバイザーの選任についても本特別委員会に諮り、本特別委員会は、本特別委員会の委員において CrossOver 法律事務所にその専門性及び独立性について聴取して確認した上で、当社取締役会に対し、CrossOver 法律事務所を当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを推奨した。当社は上記の推奨を尊重して CrossOver 法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、CrossOver 法律事務所は、本特別委員会による千葉銀行側との価格交渉及び手続の公正性の担保のためにその知見を提供し、当社及び当社株主の利益を最大化するための助言を行ったことを確認した。なお、住本氏は CrossOver 法律事務所以外の法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任しており、CrossOver 法律事務所が住本氏のために助言している事実はない。

- ・ (その他の公正性担保措置に関して) 当社は、住本氏が本取引について当社少数株主とは利害関係が一致しない可能性があることを考慮し、利益相反のおそれを排除する観点から、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、当社の立場における本取引への住本氏の関与は、必要性が認められる場合における最小限の関与に留めているほか、当社のリーガル・アドバイザーの助言を踏まえ、当社においては、本取引のために独立性の観点から問題のない検討体制を構築したことを確認した。本取引自体についても、本公開買付けが前置されることにより、当社の少数株主は自由な意思に基づいて当社株式を売却する機会を得られ、また、千葉銀行は、本公開買付けが成立した場合には本公開買付価格と同額で本スクイーズアウト手続を実施するため、強圧的二段階買付けにも該当しないことを確認した。また、公開買付期間についても、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日とされており、公開買付期間を比較的長期に設定することによって、当社の少数株主が本公開買付けへの応募を判断するための適切な期間が確保され、かつ、千葉銀行以外の者が対抗的な買付け等を検討するための機会も確保されているといえる。上記に加えて、当社は本選定プロセスを実施しており、当社は、千葉銀行を含む複数の候補者による提案を受け、かかる提案や各社との面談の結果等の比較を通じて千葉銀行を最終候補者に選定していることから、千葉銀行以外の者による当社株式に対する買付け等その他の取引機会が確保されていたものと認められる。また、当社及び千葉銀行側の開示書類においては、本取引の目的・経緯、条件、検討・交渉、公正性担保措置等に関する情報について、それぞれ開示されることが予定されており、当社の少数株主による本取引の条件の妥当性等の判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。
- ・ 以上より、本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がされているものと考える。

(iv) 本公開買付けへの賛同及び応募推奨

- ・ 上記「(i) 本取引の目的の合理性」に記載のとおり本取引の目的は合理的と認められ、上記「(ii) 本取引の条件の妥当性」に記載のとおり本取引の条件の妥当性が確保されていると認められ、かつ、これらは、上記「(iii) 本取引の手続の公正性」に記載のとおり本取引において公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がされていると認められることから、手続の公正性の観点からも担保されているものと認められる。
- ・ 以上より、本特別委員会は、当社取締役会は本公開買付けに賛同し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきであるとの結論に至った。ただし、本新株予約権に関しては、本新株予約権買付価格が 1 円であるため、本新株予約権者がその判断において本新株予約権行使して当社株式を取得した上で本公開買付けに応募することを含めて、本新株予約権者の判断に委ねるのが妥当と考える。

(v) 当社少数株主にとって不利益なものか否か

- ・ 上記「(i) 本取引の目的の合理性」に記載のとおり本取引の目的は合理的と認められ、上記「(ii) 本取引の条件の妥当性」に記載のとおり本取引の条件の妥当性が確保されていると認められ、かつ、これらは、上記「(iii) 本取引の手続の公正性」に記載のとおり本取引において公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がされていると認められることから、手続の公正性の観点からも担保されているものと認められる。
- ・ 以上より、本特別委員会は、本取引（当社の取締役会が本公開買付けについて上記「(iv) 本

公開買付けへの賛同及び応募推奨」の内容の意見表明をすることを含む)は、当社の少数株主にとって不利益なものでないとの結論に至った。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、千葉銀行から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社、住本氏及び千葉銀行から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券に対して、当社株式の価値算定を依頼し、2024年9月5日付でみずほ証券より本株式価値算定書(みずほ証券)を取得しました。

なお、みずほ証券は、当社、住本氏及び千葉銀行の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

本株式価値算定書(みずほ証券)の概要は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

(注) みずほ証券は、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの情報等が全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は鑑定を行っておりません。また、かかる算定において参考した当社の財務見通しについては、当社により2024年9月5日時点に得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としており、並びにかかる算定は2024年9月5日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

③ 千葉銀行における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

千葉銀行は、本公開買付価格を決定するにあたり、千葉銀行グループ、当社及び住本氏から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)に対して、当社の株式価値の算定を依頼し、2024年9月5日付で当社株式の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(野村證券)」といいます。)を取得したことです。

なお、野村證券は、千葉銀行、当社及び住本氏の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないことです。また、千葉銀行は、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施しており、かつ当社、住本氏及び本特別委員会との協議・交渉を経て本公開買付価格を判断・決定しているため、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないことです。

千葉銀行が野村證券から取得した本株式価値算定書(野村證券)の概要については、本意見表明プレスリリースの「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「②千葉銀行における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

④ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとしてCrossOver法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する当社取締役

会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、CrossOver 法律事務所は、当社、住本氏及び千葉銀行のいずれからも独立しており、かついずれの関連当事者にも該当せず、また本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しております。また、CrossOver 法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、CrossOver 法律事務所から得た法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書（みずほ証券）の内容、本特別委員会から入手した本答申書の内容、千葉銀行との間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、千葉銀行による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、取締役 3 名のうち審議及び決議に参加した 2 名の取締役全員の一致により、2024 年 9 月 6 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議しております。

また、上記の取締役会において、審議に参加した監査役 3 名全員が上記のいずれの決議についても異議がない旨の意見を述べております。

なお、本特別委員会に対して本諮問事項を諮問した 2024 年 5 月 13 日開催の当社取締役会及び上記の 2024 年 9 月 6 日開催の当社取締役会に際しては、当社の代表取締役である住本氏については、千葉銀行と本応募契約を締結する当社の支配株主であることから、住本氏以外の当社の株主の皆様との利益が一致しない可能性があることを考慮し、利益相反のおそれを排除する観点から取締役会における審議及び決議には参加しておりません。また、本特別委員会を設置した 2024 年 2 月 1 日開催の当社取締役会、及び、本特別委員会の総意による判断に基づき本選定プロセスにおいて 2 次選定プロセスへ参加する候補者に対して当社に対するデュー・ディリジェンスの機会を提供することを決定した 2024 年 2 月 17 日開催の当社取締役会に際しては、いまだ当社株式の非公開化を前提としたものも含めて提案を打診した結果（打診先による当社株式の譲受割合については打診先が任意に希望を示す形としております。）複数の候補者から意向表明書を受領した本選定プロセスの 1 次選定プロセスの段階にあり、まずはそれらの提案の実現可能性や当該提案に対する対応という手続的事項を検討するという段階にあったとともに、買収提案の検討という文脈においては、住本氏は住本氏が保有する当社株式の一部又は全部の売却意向を示していたことから、住本氏と住本氏以外の当社の株主の皆様との利益が一致しない可能性の程度が高くないと判断されたこと並びに本選定プロセスの経緯の説明の必要性等から、住本氏も取締役会には出席していたものの、利益相反のおそれを回避するため、代表取締役である住本氏に代わり、島田雄太取締役が取締役会の議長となって審議を進めました。そのほか、住本氏は、本特別委員会の要請を受けて本特別委員会によるヒアリングに対応したこと、及び、本選定プロセスにおいて 2 次選定プロセスへ参加した候補者による当社に対するデュー・ディリジェンスにおいて当社の創業者兼代表取締役でなければ対応が困難な事項に係るインタビュー及び質問への回答に、本特別委員会の承認を受けた上で、部分的に参加したことを除き、当社の立場において本取引の検討、本取引に係る千葉銀行との協議・交渉には参加しておりません。

⑥ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った

「意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、住本氏及び千葉銀行から独立した立場で、本取引を含む本選定プロセスに係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引を含む本選定プロセスに係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務（当社の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成など高い独立性が求められる職務を含みます。）を含みます。）を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、本取引を含む本選定プロセスに係る検討、交渉及び判断（当社の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成など高い独立性が求められる職務を含みます。）は、全て住本氏及び千葉銀行から独立した者が担当することとした上で、本取引を含む本選定プロセスに関する千葉銀行又は住本氏の立場における検討、交渉及び判断に参加し、若しくは補助する者は当社の立場における検討体制に加わらないこととし、当社の検討体制は住本氏及び千葉銀行からの独立性の認められる役職員のみで構成することとし、2024年11月5日に至るまでかかる取扱いを継続しております。

千葉銀行に対して提示する事業計画、及びみずほ証券が当社株式の株式価値の算定において基礎とする事業計画は、必要に応じて、みずほ証券のサポートを得つつ、住本氏及び千葉銀行から独立した者による主導のもと作成されており、その作成過程においても、本特別委員会に対して作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明が行われるとともに、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を受けています。

また、かかる取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務（当社の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成など高い独立性が求められる職務を含みます。）を含みます。）は、CrossOver法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の確認を得ております。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

千葉銀行は、本公開買付けにおける公開買付期間として、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の2第2項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第8条第1項）、公開買付期間を30営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について千葉銀行以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。また、千葉銀行と当社は、当社が千葉銀行以外の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会等が確保されていることを確認しております、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。さらに、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、本選定プロセスを実施しており、千葉銀行を含む6社（事業会社6社）の候補者に本選定プロセスに関する打診をし、千葉銀行を含む2社の候補者による提案を受け、かかる提案や各社との面談の結果等の比較を通じて千葉銀行を最終候補者に選定していることから、本取引は、千葉銀行以外の者による当社株式に対する買付け等その他の取引機会を調査・検討した上で実施されるに至ったものと考えております。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定めの相当性その他の本売渡対価の交付

の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

千葉銀行は、本売渡対価の全てを、同社の自己資金によって支払うことを予定しているところ、千葉銀行が2024年9月9日に提出した公開買付届出書の添付書類である2024年9月5日現在の千葉銀行の当座預金残高に係る同月6日付当座預金残高証明願を確認した結果、本売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められること、及び、千葉銀行によれば、2024年9月5日以降、千葉銀行において、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は生じておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことであること等から、千葉銀行による本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みはあると判断しております。

5. 本売渡請求に係る取引条件についての定めの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとし、ただし、当該方法による交付ができなかつた場合には、本売渡対価の交付について当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（千葉銀行が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価の支払を実施するものとされているところ、本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号）

該当事項はありません。

以上